

一般財団法人かかみがはら未来文化財団後援等名義の使用に関する要綱

(令和4年2月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人かかみがはら未来文化財団（以下「財団」という。）が後援若しくは共催（以下「後援等」という。）をする場合の後援等名義の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 財団の施策推進に寄与すると認められる事業を行う場合に後援の名義の使用を承認することによって、当該事業の開催を支援することをいう。
- (2) 共催 公益性が高いと認められる事業に対し、財団が主催者と共同して事業を行うことをいう。

(使用できる名義)

第3条 財団が後援等をする場合に使用できる名義は、一般財団法人かかみがはら未来文化財団とする。

(対象)

第4条 後援等名義の使用の承認の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものが主催する事業とする。

- (1) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体
- (2) 公益社団法人若しくは公益財団法人又はこれらに準ずる団体
- (3) 学校、教育研究所、教育関係学会その他の学校教育関係団体
- (4) 青少年団体、文化及び文化財に関する団体その他の社会教育関係団体
- (5) 前各号に掲げる団体以外の団体が副次的に社会に貢献する事業を行う場合で、会長が適当と認める団体

2 後援等名義の使用の承認は、次に掲げる要件を満たす事業について行うものとする。

- (1) 事業の目的が教育、学術、文化の振興に寄与するもので、公益性を有すること。
- (2) 広く市民を対象とし、開催地が市内であること。ただし、理事長が特に理由があると認

める場合は、この限りでない。

- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのないこと。
- (4) 営利又は商業宣伝を目的としないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (6) 特定の政党その他政治団体、宗教団体又は結社を支持し、又は支援するものでないこと。
- (7) 特定の思想又は主義主張を浸透させることを目的としないこと。
- (8) 財団の運営に支障を来すものでないこと。
- (9) 主催者となる団体等が暴力団（各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）と関係のないものであり、かつ、当該団体等の構成員に暴力団員が含まれないものであること。
- (10) その他後援等名義の使用の承認が不相当であると認められないこと。

(申請)

第5条 後援等名義の使用の承認を受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、財団共催・後援名義使用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 実施要領、パンフレット等事業の目的及び計画内容が確認できる書類
- (2) 収支予算書。ただし、事業が料金等を徴収するものでない場合は、この限りでない。
- (3) 主催者となる団体等の規約、会則その他これらに類するもの又は団体等の活動実績を記載した書類（財団に当該資料を存在する場合又は社会通念上明白な場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、事業実施日の30日前までに提出しなければならない。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(決定等)

第6条 会長は、後援等名義の使用の承認をするときは、財団共催・後援名義使用承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、理事長は、必要に応じて条件を付することができる。

2 会長は、後援等名義の使用の承認をしないときは、財団共催・後援名義使用不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第1項の規定による通知を受けるまでは、いかなる文書にも財団の名義を記載してはならない。

（変更の届出）

第7条 後援等名義の使用の承認を受けたもの（以下「承認決定者」という。）は、事業の内容に変更が生じたときは、速やかに財団共催・後援名義使用承認事業計画変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

（決定の取消し）

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、財団共催・後援名義使用承認取消通知書（様式第5号）をもって承認決定者に通知し、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害について、財団はその賠償の責めを負わない。

（1）第4条の規定に違反する事実が判明したとき。

（2）第5条に規定する申請書又は添付書類に虚偽が判明したとき。

（3）第6条第1項後段の規定により付した条件に違反したとき。

（実施報告）

第9条 承認決定者は、事業終了後速やかに事業実施報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）一般財団法人かかみがはら未来文化財団理事長

申請団体名	
代表者氏名	

一般財団法人かかみがはら未来文化財団（共催・後援名義使用）承認申請書

下記事業について、
一般財団法人かかみがはら未来文化財団の

共催
後援名義使用
をお願いいたします。

記

事業名			
事業目的			
主催者(共催者)			
後援団体名(予定)			
期日(期間)			
会場名(所在地)			
対象者(予定人数)			
入場料	有・無	金額	
添付書類			
連絡責任者	氏名		電話
	住所	〒	